2　第二十五条の二十二の三第二項の規定は、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度（法第四十条の七第六項に規定する特定清算事業年度をいう。第二十四項において同じ。）に係る法第四十条の七第六項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第二十五条の二十二の三第二項中「同条第六項第一号から第七号まで」とあるのは、「法第四十条の七第六項第一号から第七号まで」と読み替えるものとする。

第二十五条の二十八第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十五条の三十第一項中「、部分適用対象金額」を「から当該外国法人の当該適用対象金額」に改め、同条第二項中「、部分適用対象金額」を「から当該外国法人の当該適用対象金額に係る各事業年度の調整金額を控除した残額、部分適用対象金額」を「から当該他の外国法人の当該適用対象金額に係る事業年度の調整金額を控除した残額、部分適用対象金額」に改め、同条第六項中「、部分適用対象金額」を「から当該他の外国法人の当該適用対象金額に係る事業年度の調整金額を控除した残額、部分適用対象金額」に改める。

第二十六条の三第一項中「者とする」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項中「第四十一条の二の二第五項」を「第四十一条の二の二第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　第一項の住宅借入金等に係る債権者は、同項の規定による書類の交付に代えて、同項に規定する個人の承諾を得て、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第五項及び第六項において同じ。）により提供することができる。ただし、当該個人の請求があるときは、第一項に定めるところにより、当該書類を当該個人に交付しなければならない。

4　前項本文の場合において、同項の住宅借入金等に係る債権者は、第一項に規定する書類を交付したものとみなす。

5　第一項の住宅借入金等に係る債権者は、第三項本文の規定により第一項に規定する書類に記載すべき事項を提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、第三項の個人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6　前項の規定による承諾を得た同項の住宅借入金等に係る債権者は、同項の個人から書面又は電磁的方法により第三項本文の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該個人に対し、同項の書類に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該個人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7　第三項本文の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項の規定による交付」とあるのは「次項の規定による提供」と、「交付をした日」とあるのは「提供をした日」と、「その交付をした同項の書類に記載した」とあるのは「同項の書類に記載すべき事項として提供した」とする。

第二十六条の四第二十四項中「同条第三項中」を「同条第三項から第六項までの規定中「住宅借入金等」とあるのは「増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」と、同条第八項中」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改め、同条第二十五項中「前条第四項」を「前条第九項」に改める。

第二章第十節の節名を削る。

第二十六条の五の前に次の節名を付する。

第十節　その他の特例

第二十六条の五を次のように改める。

（所得金額調整控除）

第二十六条の五　法第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法第六十九条、第百五十四条及び第百五十五条の規定の適用については、同法第六十九条第一項中「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（給与所得の金額にあつては、給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項（所得金額調整控除）の規定による控除をした残額）別の内訳」と、同法第百五十五条第一項第一号中「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（給与所得の金額にあつては、給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項（所得金額調整控除）の規定による控除をした残額）」とする。

2　法第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第百九十八条の規定の適用については、同条第一号中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項（所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。

3　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第五項の規定による徴収の猶予の適用を受けようとする場合において、法第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定により控除される金額の見積額があるときにおける災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）第九条及び第十条の規定の適用については、同令第九条第二項第一号イ中「の合計額」とあるのは「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定により控除される金額の見積額（以下「所得金額調整控除額の見積額」という。）の合計額」と、同項第二号中「及び配偶者控除額等の見積額」とあるのは「、配偶者控除額等の見積額及び所得金額調整控除額の見積額」と、同条第三項第二号中「若しくは配偶者控除額等の見積額」とあるのは「、配偶者控除額等の見積額若しくは所得金額調整控除額の見積額」と、同項第三号及び同令第十条第一項第六号中「及び配偶者控除額等の見積額」とあるのは「、配偶者控除額等の見積額及び所得金額調整控除額の見積額」とする。

第二十六条の二十三第六項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項中「第四項第一号イ」を「第五項第一号イ」に改める。

第二十六条の二十六第十一項の表第二百五十八条第四項第一号イの項中「第二百五十八条第四項第一号イ」を「第三百五十八条第五項第一号イ」に改める。

第二十六条の二十七第一項中「同条第二項」を「同条」に、「第三百十九条の六第一項第一号若しくは第二号」を「第三百十九条の六第一項各号」に改め、「第二項第一号」の下に「（公的年金等の金額から控除する金額の調整）」を加える。

第二十六条の二十八の二第二項第二号ロ(1)中「財務諸表」を「財務諸表並びに」に、「及び決算報告書並びに同条第四項に規定する監事の意見を記載した書面」を「、決算報告書及び監査報告」に改める。

第二十六条の二十八の三第六項中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「の適用に」を「並びに第二十五条の十二の三の規定の適用に」に改め、同条第八項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に、「平成二十八年四月一日」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日」に改める。

第二十六条の二十九第三項中「昭和二十二年政令第二百六十八号）」を削る。

第二十六条の三十第一項第一号中「第四十一条の二十一第二項第一号」を「第四十一条の二十一第四項第一号」に改め、同項第三号イ中「第四十一条の二十一第二項第四号」を「第四十一条の二十一第四項第四号」に改め、同条第四項第二号中「第四十一条の二十一第二項第六号」を「第四十一条の二十一第四項第六号」に改め、同条第十四項を削り、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に改め、同項を同条